別表六の二（四）付表一　記載要領

この表は、連結法人が租税特別措置法第68条の９第２項（中小連結法人が試験研究費を行つた場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

別表六の二(四)を削る。

別表六の二(四)の記載要領第１号中「又は第９項第２号」を「若しくは第４項第２号」に改め、「特別控除）」の次に「又は所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第９号）第８条の規定による改正前の租税特別措置法（次号において「平成27年旧措置法」という。）第68条の９第１項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）」を加え、同第２号中「租税特別措置法」を「平成27年旧措置法」に改め、同第３号中「第68条の９第９項第１号又は所得税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第10号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の９第９項第１号（試験研究費の増加額に係る法人税額の特別控除）」を「第68条の９第４項第１号」に改め、同表を別表六の二(四)とする。

別表六の二(五)付表の表中

各連結法人における比較試験研究費の額（別表六の二(六)「12」）	を	各連結法人における比較試験研究費の額（別表六の二(七)「12」）
試験研究費の増加額に係る当期控除額の個別帰属額（別表六の二(六)「21」×(3)/(4)）	を	試験研究費の増加額に係る当期控除額の個別帰属額（別表六の二(五)「21」×(3)/(4)）
平均売上金額（別表六の二(六)「５」）	を	平均売上金額（別表六の二(七)「５」）
平均売上金額の10％に係る当期控除額の（別表六の	に、	平均売上金額の10％に係る当期控除額の（別表六の
相当額を超える試験研究費の額個別帰属額二(五)「21」×(8)/(9)）	を	平均売上金額の10％相当額を超える試験研究費の額に係る当期控除額の個別帰属額（別表六の二(六)「21」）×(8)/(9)

に改め、同表の記載要領中「第68条の９第９項（」を「第68条の９第４項（」に改め、「又は所得税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第10号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の９第９項第１号（試験研究費の増加額に係る法人税額の特別控除）」を削り、同表を別表六の二(四)付表とする。